明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則（国家公安委一三）　一

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委七）　二

〔告　示〕

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示（原子力規制委五）　四

○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針の一部を改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する件（同六）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園平成二十九事業年度財務諸表、独立行政法人農業者年金基金平成二十九事業年度決算等、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決関係　二九

地方公共団体
行旅死亡人関係　四六

会社その他
会社決算公告　四七

規則

○国家公安委員会規則第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月六日

国家公安委員会委員長　小此木八郎